

第3章

取り組み

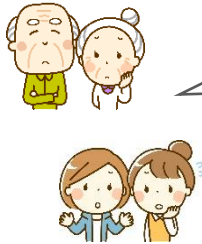


第3章 取り組み

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

取り組み① 支え合いの機運づくり

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

- ◆地域のために一人ひとりが自分に何ができるかを思い、みんなで手を握り、輪をつくっていくことが必要ではないでしょうか。(70歳代男性)
- ◆23年間人吉市に住んでおりますが、目と鼻の先にいる毎日見かける子は一度もあいさつなし。悲しいことです。(80歳代以上女性)

専門職アンケートの自由回答から

- ◆地域の方々が福祉やボランティアに関して理解が少ないように思えます。福祉の未来像となると、現在の50代～70代への説明も大切ですが、子どもを持つ保護者世代へ福祉ボランティアに関して説明、理解を得て15年後、20年後を目標にしっかりと協力体制ができればと思います。
- ◆将来の社会を担う子どもたちに対して、障がいのある人との共生社会の姿について考える教育が必要だと考えます。



▶目指す方向性

人権を侵害する問題や、社会的孤立や孤独を要因とする問題など、学校や地域のなかで、人と人とのつながりの希薄化が大きな問題となっていることから、他者への思いやりと関心を学ぶ機会が必要です。高齢者や障がいのある人、性的マイノリティ※などへの偏見を無くし、生活環境の違いを特別視することなく、多様性を認め合い、すべての人が社会のなかで普通の生活が送れるように、子どもの頃から人権や福祉について学ぶ機会を充実させていきます。

※同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人のこと。

第3章 取り組み

▶具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 各種講座や研修を開催し、住民の福祉に対する意識を高めます。（関係各課）
- 各小中学校におけるボランティア活動や福祉に関する学習の場を設けます。（学校教育課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 地域で実践している福祉活動の魅力や、支え合いの地域づくりの必要性をさまざまな情報媒体を通じて伝え、子どもから大人まで幅広い世代が地域福祉への関心を高め、地域での福祉活動やボランティア活動にふれるきっかけをつくります。（具体的な取り組みについては P83 記載）

住民（自助）に期待すること



- 人権や福祉に関する各種講座や研修会などへ積極的に参加し、高齢者や障がいのある人、地域福祉や人権に対する理解、取り組みに携わる施設や機関について理解しましょう。
- 子どもの頃から福祉と接点を持ち、思いやりの心を育みましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



- 各種講座や研修会で学んだことを地域に広げ、全ての人が認め合い支え合う地域共生社会を目指しましょう。

第3章 取り組み

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

取り組み② 人材育成と活動支援

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

- ◆一部の人のみに負担のかかる町内活動の在り方そのものを見直すところからやっていただきたいです。(80 歳代以上女性)
- ◆地域で支え合うという言葉は理解されていますが、経済的、心の余裕のない人があまりにも多すぎると感じます。ボランティアをやってくれる人たちへも何らかの報酬を考える必要があると考えます。(60 歳代女性)
- ◆若者が増えるまちづくりを行政に頑張ってもらいたい。(60 歳代男性)
- ◆町内会活動に関わっているのは高齢者ばかり。若い世代の参加が必要。(地域座談会)

専門職アンケートの自由回答から

- ◆元気な高齢者が、もっと活動、活躍できる場所づくりが必要。
- ◆生活支援コーディネーターと協力し、児童から高齢者まで幅広い枠組みでボランティア(インフォーマル)の支援、協力体制づくりができれば素晴らしいまちになるのではないかと思います。



▶目指す方向性

地域活動の参加者の固定化や高齢化が課題となっていることから、あらゆる世代を対象とした学習の機会を提供し、地域住民すべてが担い手であるという意識を深め、活動のリーダーとなる人材および団塊世代など現役を引退した元気なシニア世代など、地域の潜在的な人材の活用も視野に含めた人材育成を推進します。また、現在活動している地域団体がより活発に動けるような環境整備や支援も行います。

第3章 取り組み

▶具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 各種養成講座を開催します。（関係各課）
- 民生委員児童委員の活動について、地域住民の理解がより図られるよう、地域住民に周知します。（福祉課）
- 民生委員児童委員が、地域住民に適切な相談窓口や相談機関を紹介できるよう、研修会などを実施し、活動の一層の充実を図ります（福祉課）
- 各種イベントを通して、障がいのある人との交流や障がい者団体の活動を支援します。（福祉課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 校区社協をはじめ、民生委員児童委員やくらし見守り相談員等の活動支援を行うとともに、研修の機会をつくります。
- 次代を担う地域福祉の人材を発掘して育てることを目的に、地域福祉やボランティアについて学ぶ機会を設けます。（具体的な取り組みについては P83～84 記載）

住民（自助）に期待すること



- 地域福祉に関する研修会やボランティア養成講座などに積極的に参加したり、自分の持つ趣味や経験を地域に役立てましょう。
- 民生委員児童委員の活動内容を正しく理解し、協力しましょう。
- 町内会や老人クラブ（シニアクラブ）などの各団体が行う地域活動やボランティア活動に関心を持ち、協力しましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



- 民生委員児童委員などの地域福祉を支える人たちの活動を理解し、ともに地域の生活課題の解決に取り組みましょう。

第3章 取り組み

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

取り組み③ 地域交流の促進

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

- ◆昔ながらの近所の付き合い方はできない世の中なので、新しい形の寄り合う場を作らなければいけないと思う。例えば、地域の施設を今よりも使いやすくするなど。(30 歳代男性)
- ◆子育て世代と高齢者の方の交流会などあれば(隣近所)参加し、子どもを通して少しでも仲良くできていけばと感じています。(40 歳代女性)
- ◆町内行事の参加体制も「いつか来る道」のことをみんなで考え実行に移すのみです。「できない」ではなく「自分には何ができるか」で参加していきたいものです。(70 歳代女性)

専門職アンケートの自由回答から

- ◆地域においての住民同士の交流や世代を超えた交流の機会が少なくなっている。自ら出かけて参加したくなるようなイベントや、交流の機会があれば良いと思います。
- ◆5～10年後は、さらに高齢化が進み、町内の行事等も高齢化でできなくなることが増えてくると考えられます。町内会、隣保班単位で今後のことを話し合い、考えていく時期だと思っています。



▶目指す方向性

ライフスタイルや価値観が多様化し、特に若い世代では、「仕事や育児に追われ、時間がない」などを理由に、積極的に地域活動にかかわる人が少なくなってきています。その一方で、市民アンケートでは、何らかの形で地域とかわりを持ちたいと考えている人も多く見受けられることから、健康や子育て、世代間交流など自分のライフスタイルや希望に合わせて気軽に集まることができるような交流の場や地域の課題を住民で共有できる場を作り、地域住民同士が顔見知りとなることで、支え合い（互助）の関係を築いていきます。また、交流を促進させていくうえで必要な交流の場として、公民館や空き家などの既存資源の有効活用も図っていきます。

第3章 取り組み

▶具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 子育て支援事業と地域をつなぎます。（福祉課）
- 障がいの有無や障がいの違い、程度に関わりなく、集い、交流し、理解を深めることができるイベントの開催を支援します。（福祉課）
- 高齢者の生きがいづくりの場を支援し、地域での世代間交流につなげます。（高齢者支援課）
- 通いの場、認知症カフェなどの設置を推進し、地域交流の場としての活用を促します。（高齢者支援課）
- 高齢者や子育て世代、障がいのある人などの交流の場として、校区公民館の利活用を促します。（社会教育課）
- 小中学生と地域の人との交流を推進します。（社会教育課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 地域住民が気軽に集える場づくりを支援し、高齢者や障がいのある人などの社会参加や生きがいづくり、身近な範囲での支え合いの関係づくりを進めます。
- 地域住民が課題を共有し、解決するための具体的な活動を実践するには、校区単位の活動拠点となる場が不可欠です。行政機関と連携しながら活動の拠点づくりを進めます。（具体的な取り組みについてはP84～85 記載）

住民（自助）に期待すること



- 地域で開催される催しや文化活動などに積極的に参加し、地域の住民と顔見知りになりましょう。
- 学校が取り組む地域との交流活動などに協力しましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



- さまざまな人の交流が日常的に行われるような、誰でも気軽に立ち寄れる場所を地域につくりましょう。

第3章 取り組み

基本目標2 孤立させないまちづくり

取り組み④ 福祉に関する情報発信

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

◆意識的に情報を得たいと思わないと、大体のことが知らないままなので、せっかくいろんな取り組みを行っていても、やっていないことと同じ。絶対的に目にする確率の高い町内の掲示板や広報紙の有効活用が今後大事になってくると感じています。(20歳代女性)

◆身近なところに、介護する家族などがいないと情報不足なことが多いと思います。私も老人クラブ、民生委員、くらし見守り相談員がどんなことをしているのか知りません。若い方たちに、もっとボランティアや子育て、介護、民生委員などの市の動きを知ってもらいたいと思います。(30歳代女性)

専門職アンケートの自由回答から

◆人吉市住民であってもさまざまなサービスがあることも知らないことが多い。

◆町内会、くらし見守り相談員、民生委員、シルバーヘルパーとの連携を図るための第1歩として相談支援事業所連絡会を利用し、交流(意見交換)会の場を設ける、又は逆にその会に相談支援専門員が参加するといった場作りから始めるのはどうでしょうか。お互いに存在を知らないのが現状です。



▶目指す方向性

インターネットの普及など、情報化が進む一方で、情報を十分に入手することができていない人が多いことがわかりました。主な情報の入手手段は、年代や家族構成などで異なるため、それらの特性に配慮しながら、公的制度はもとより、地域のなかで行われている生活支援や民間サービスをわかりやすく周知していくための工夫や、必要な情報が必要な人に行き届くよう、各機関が連携しながら情報提供に努めます。

第3章 取り組み

▶具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 広報紙、市ホームページ、防災行政無線放送など多様な媒体を活用して、情報発信を行います。（関係各課）
- 住民や地域に、広報や回覧等を利用した情報発信についての助言をします。（自治振興課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 地域福祉活動や社会資源、社協の事業等の役立つ福祉情報を必要とする人が、必要な時に手に入れ活用することができるようさまざまな方法で分かりやすく伝えます。（具体的な取り組みについては P85 記載）

住民（自助）に期待すること



- 福祉に関する情報に関心を持ちましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



- 地域で行われている活動の情報を積極的に発信し共有しましょう。

第3章 取り組み

基本目標2 孤立させないまちづくり

取り組み⑤ 総合的な相談支援体制の充実

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

- ◆障がいのある家庭の支援や相談しやすい環境が必要。
(80歳代以上女性)
- ◆一人暮らしの認知症の方がいて、家族が近くに住んでいるのに、放ったらかしでかわいそう。徘徊がひどいので、近所の人が家まで連れて帰って来たりして近所の人困っている。そういう時の連絡先をどこにすればいいかわからないので教えてほしい。(60歳代男性)

専門職アンケートの自由回答から

- ◆フォーマルサービスとインフォーマルサービス※の連携が必要。民生委員だけでなく、行政や事業所などいつでも相談に乗り、対応できることを、地域の方に知っていただく必要があると思います。
- ◆高齢者、特に要介護者を見守り、あるいはサービスを受け入れられる体制づくりと、その存在を地域住民にわかりやすく伝えることが必要。



※フォーマルサービスとインフォーマルサービス：フォーマルサービスとは、医療保険制度や介護保険制度などの法律・制度に基づいて行われる公的なサービスのこと。インフォーマルサービスとは、NPO法人やボランティアが行うサービス（無料・有料に関わらない）のこと。家族・親戚・近所の人のも含む。

▶目指す方向性

かつては家族や隣近所の関係によって支えられ、困りごとが解決することもありましたが、人間関係が希薄となっている現在では、一人で抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯も少なくありません。地域住民のさまざまな困りごとについて、どこに相談すればいいかわからないということがないよう、適切に、地域や福祉に関する情報を得られ、相談内容に応じて関係機関などと連携できるような体制を整えます。さらに、研修などを通じ、相談にあたる職員のスキル向上を図ります。

第3章 取り組み

▶具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 地域における身近な子育てに関する総合窓口を設け、個別ニーズに合った情報や事業などの提供、相談、援助を行います。（福祉課）
- ひきこもりについての相談窓口に関する周知および、障害者差別解消に基づく相談窓口に関する周知や差別防止に向けた啓発を行います。（福祉課）
- 障がいのある人やその家族に対するサービスのコーディネート、専門的な機関への紹介などの相談体制の充実を図ります。（福祉課）
- 健康、介護、日常生活、虐待などの高齢者の総合相談窓口として「地域包括支援センター」の相談体制強化を図ります。（高齢者支援課）
- 妊娠や子どもの健康、発達、子育て等について、相談支援を行います。（保健センター）
- 税・保険料や公共料金の滞納や分納の相談を受け、生活困窮状態もしくは生活困窮に至るおそれがある場合や、認知症や障がいなどで支払いが出来ていない場合は、庁内における関係各課や社協などの関係機関と連携し、状況に応じた支援策を講じます。（関係各課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 住民の身近な総合相談窓口として、ニーズキャッチから支援まで他機関と連携し包括的に途切れず支援します。
- 支援を必要とする人が自ら SOS の声を上げることができるよう受援力を高める意識づけを行うとともに、地域と専門職がつながる仕組みを構築します。（具体的な取り組みについては P85 記載）

住民（自助）に期待すること



- 自分自身や家族に困ったことがあった時に備えて、相談できる場所を知っておきましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



- 地域の中（身近な人）で困りごとを抱えている人を民生委員児童委員等につないだり、声かけや見守りなどで支え合いましょう。

第3章 取り組み

基本目標2 孤立させないまちづくり

取り組み⑥ 地域の支え合い・助け合い体制の充実

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

- ◆子育て中ですが、高齢者のゴミ捨てや電気替え、病院への送迎などできることは極力お手伝いできればと思っています。(40歳代女性)
- ◆ご近所同士で見守りをしているが、高齢者が高齢者を見守っている。(地域座談会)
- ◆介護サービスが入っている見守り対象者に、どんなサービスが入っているのかわからず、声かけなど今までしていたことが、しづらくなった。(地域座談会)
- ◆買い物や病院への移動手段がなく、タクシー利用の費用が負担となっている。(地域座談会)

専門職アンケートの自由回答から

- ◆独居高齢者世帯の増加に伴い、見守りなど状況把握するシステムが必要。
- ◆デイサロンや朝デイなどに、参加したいと思っている高齢の方で、一人暮らしや日中独居、身体に支障があったり、軽度の認知症のある方は、交通手段がない(支援してくれる人がいない)ため、参加できない。



▶目指す方向性

高齢者のみならず、子育て世帯や障がいのある人などの生活課題が複合化・深刻化する前の段階で、地域における見守りなどをきっかけとして、困りごとを抱えている人に気づき、相談窓口につなぎ、地域と関係機関などが連携して支援を行えるような体制を整えます。さらに、自分が“見守られる立場”になった時に、どんな仕組みや活動があったらいいのかを考えることで、“見守る側”と“見守られる側”の双方が負担を感じないような体制を整えていく必要があります。

また、地域住民や福祉関係者が連携し、支え合うことを目的とする地域福祉活動では、個人情報を取り扱うことが必要な場面も多いことから、市は、個人情報の保護と個人情報活用の必要性や有用性のバランスを図りながら、地域住民などへの適正な活用と保護を周知していきます。

第3章 取り組み

▶具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 民生委員児童委員から地域の実情や要望を聞くほか情報交換に努めます。（福祉課）
- ひきこもりの相談窓口の周知を行い、ひきこもりに悩む本人や家族の相談を引き出し、必要に応じて関係機関と連携し、支援につなげます。（福祉課）
- 認知症高齢者を地域で見守る「高齢者見守りネットワーク」を強化するため、町内会や関係機関との連携に努めます。（高齢者支援課）
- 校区社協を基盤とする生活支援体制整備事業により、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。（高齢者支援課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 地域に暮らす住民一人ひとりが安心して生活を送ることができるよう、小地域ネットワーク活動等これまで行ってきた活動を活かしながら、支え合いの輪を広げます。
- 民間事業所や社会福祉法人と積極的に連携し、地域の社会資源として役割を発揮してもらえるよう働きかけます。（具体的な取り組みについてはP86 記載）

住民（自助）に期待すること



- 隣近所で気になる人や異変を発見した時に備えて、相談できる場所を知っておきましょう。
- 隣近所の困りごとを我が事と捉え、可能な範囲で手助けしましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



- 地域での支え合い・助け合いの仕組みづくりに参画し、活動を推進しましょう。また、このような活動を広く知らせていきましょう。

第3章 取り組み

基本目標2 孤立させないまちづくり

取り組み⑦ 自立・社会参加支援の推進

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

- ◆特定疾患を持っている人の仕事（働く場所）が少ない。なかなか働きたい場所で仕事ができない。（50歳代女性）
- ◆引きこもりなどの問題を抱え、就労に至っていない40歳以下の若者に対し、相談会への出席を促すなどの取り組みが必要。また、社会福祉協議会や生活保護のケースワーカーなどと情報を共有し、本人の自立を促進する取り組みも行っていくべき。（40歳代男性）

専門職アンケートの自由回答から

- ◆障がいのある人の就労を考えたときに、就労先の確保と同時に、一般就労の場合の通勤等の移動手段が大きな課題です。
- ◆障がいのある人やひきこもりの人たちにもできる仕事を作るべき。
- ◆障がいのある人の法定雇用率を満たしている民間企業は少ないのが現状。



▶目指す方向性

障がいのある人や生活困窮者、ひきこもりの人の中には、社会とのかかわりに対する不安など、さまざまな生活のしづらさを抱えている人がいます。そのような人たちが、社会参加できるような地域をつくり、それぞれの自立や就労支援をサポートするために、本人の希望、適性、状況に合わせて、本人の尊厳を重視しながら、関係機関相互の連携を強化し、本人とその家族への包括的で継続的な支援を行っていきます。また、これらの支援に携わる人材の養成、支援の質の向上も図ります。

第3章 取り組み

▶具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 社協と連携し、生活困窮者自立支援制度*の周知および適正な運営と相談体制の充実を図ります。（福祉課）
- 末就労者等の就労のサポート機関である「若者サポートステーションやつしろ」、「ジョブカフェ球磨」など既存の就労相談機関の活用促進を図るために、地域へ周知を図り、当該機関と共催でセミナーを開催します。（商工振興課）

※生活に困窮されている方への支援を強化する『生活困窮者自立支援制度』についての内容は、78 ページをご覧ください

社協（互助・共助）の取り組み



- さまざまな理由で生活のしづらさを抱えていても、住み慣れた地域で自立して生活することができるよう、地域や関係機関につないだり、同じ悩みを持つ人同士の場づくりやさまざまな生活支援を提供します。（具体的な取り組みについては P87 記載）

住民（自助）に期待すること



- 生活困窮者自立支援制度を理解し、隣近所で生活に困っている人がいたら、相談できる場所を確認しておきましょう。
- さまざまな福祉制度を理解し、隣近所で困っている人がいたら、民生委員児童委員につなぎましょう。
- いろいろな問題を一人で抱え込まず、相談機関に相談してみましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



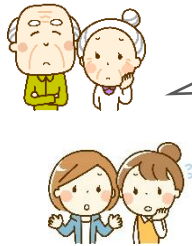
- さまざまな理由で生活のしづらさを抱えている人を理解し、孤立しない地域づくりを進めましょう。

第3章 取り組み

基本目標3 安全・安心なまちづくり

取り組み⑧ 権利を守る制度の推進と虐待防止

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から
→特になし ※策定作業部会で出た意見を掲載しています

- ◆高齢者や障がいのある人を狙った悪質商法による消費者被害が増えている。(作業部会)
- ◆近所で、子どもへの虐待の疑いがあるが、どうしたらいいかわからない。(作業部会)

専門職アンケートの自由回答から

- ◆身寄りがいない、もしくはおられても関係性が薄いことなど、キーパーソン(介護をしていくうえで中心となる人)がいないうちが多くあり、さまざまな調整がスムーズにいかず、困る事が多い。
- ◆障がいのある人の親の亡き後の生活の相談が多い。生活する場(グループホームなど)が少なく困っている。



▶目指す方向性

認知症高齢者や、知的・精神障がいのある人の増加に伴い、今後、その方々に対する権利擁護※を目的とした成年後見制度の必要性和需要はさらに増大することが見込まれています。また、国の方針として、市民後見人の養成や活動の推進が求められていることから、判断に配慮を要する高齢者や障がいのある人などが、不利益を被ることなく法的に保護・支援され、自立した生活が送れるよう、権利擁護の充実を推進します。さらに、子育て・介護の疲れや経済的困窮などを原因とする虐待の相談・通報ケースが増えていることから、虐待の防止・早期発見、関係者間の適切な情報共有・連携を図っていきます。

※認知機能の低下や、知的・精神障がいのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意思や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりすること。

第3章 取り組み

▶ 具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 障害者差別解消法に基づく差別防止に向けた周知・啓発を図ります。（福祉課）
- 市民後見人の周知・啓発、養成を図ります。（福祉課）（高齢者支援課）
- 「人吉球磨成年後見センター」と連携し、相談や成年後見制度などの周知・啓発を図り、判断能力が十分でない人だけでなく、地域全体での活用を推進します。（福祉課）（高齢者支援課）
- 児童虐待及びDV、障がい者虐待に対して、相談窓口と通報先の周知・啓発を行い、適切な対応に努めます。（福祉課）
- 高齢者の権利擁護・虐待防止を推進するための研修を実施します。（高齢者支援課）
- 乳児の全戸訪問を行い、虐待防止と親子の健康管理を行います。（保健センター）
- 高齢者等の見守り活動に取り組む人を対象にした出前講座の内容を、これまでの「被害の未然防止の啓発」だけではなく、消費者が必要な情報を得られるような内容も提供できるようにします。（市民課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 認知症や障がい等で判断能力が低下しても、人として尊重され自らの意思に基づいた選択のもとに自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うなどの支援を行います。
- 民生委員児童委員等関係者と協力し、制度の周知啓発や利用促進を図るとともに、虐待等の防止、早期発見・早期対応に努めます。（具体的な取り組みについてはP88記載）

住民（自助）に期待すること



- 権利擁護や虐待について理解しましょう。
- 隣近所で虐待の疑いがみられた時に備えて、通報・相談できる場所を知っておきましょう。
- 成年後見制度利用支援事業について理解し、必要に応じて利用しましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



- 虐待や消費者被害を未然に防ぐため、また早期発見につなげるため地域での見守りや声かけをしましょう。

第3章 取り組み

基本目標3 安全・安心なまちづくり

取り組み⑨ 災害時対策の充実

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

- ◆町内で体の不自由な人や高齢者を災害時に避難する時に、近隣の手助けをどうするかを考えてしまいます。外出できない高齢者宅の訪問を密にして孤独死などないようにしたいですね。(50歳代女性)
- ◆防災行政無線が聞こえない。(地域座談会)
- ◆大雨や台風の時に避難したいが、避難所が遠かったり、避難所までの道が危ないので行くことができない。(地域座談会)

専門職アンケートの自由回答から

- ◆避難弱者の避難、受入は万全なのか、避難できたとしても避難先では環境が整っていないと、高齢者には過酷で、避難生活は難しいのではないかと思います。
- ◆避難に際し、地域で対応するシステムの必要性を感じる。ケアマネジャー一人では限界を感じる。
- ◆災害時など、要支援者の対応について、具体的に市民に周知してほしい。
- ◆視覚・障がいのある人に対しての避難手段がない(少ない)。また、視覚・障がいのある人は、避難の声かけに対して理解が難しい場合もある。



▶目指す方向性

災害時・緊急時には、自助、共助・互助による近隣同士の助け合いが重要になってきます。特に、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などは、周りの人の助けが必要となってくることから、市では避難行動要支援者リストの作成と定期的な更新を引き続き行い、迅速かつ円滑に避難できるよう取り組んでいきます。また、平常時から災害に対する意識の醸成を図る取り組みも推進します。

第3章 取り組み

▶ 具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 地域住民の防災意識を図るための訓練や学習会などの取り組みを支援します。（防災安全課）（福祉課）
- 関係機関と協力し、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成します。（福祉課）
- 災害発生時に迅速な地域の安否確認などが実施できるよう、災害時の支援について、地域包括支援センターとの連携に努めます。（福祉課）
- 福祉避難所について、社会福祉法人や民間事業所など、提携先の拡充に努めます。（福祉課）
- 災害時の地域住民主体による避難所運営の必要性を周知します。（福祉課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 災害時に支援を必要とする人をもれなく把握し、援助する人につなげるよう、小地域ネットワーク活動の中で支援体制の整備を図ります。
- 市民や学生を対象に災害救援ボランティア養成を行い、地域の防災力向上やいざという時に助け合うことができるよう、日頃から地域のつながりづくりに取り組みます。（具体的な取り組みについては P88 記載）

住民（自助）に期待すること



- 自分の命は自分で守るという意識を持ちましょう。
- 平常時から、隣近所同士のつながりを作りましょう。

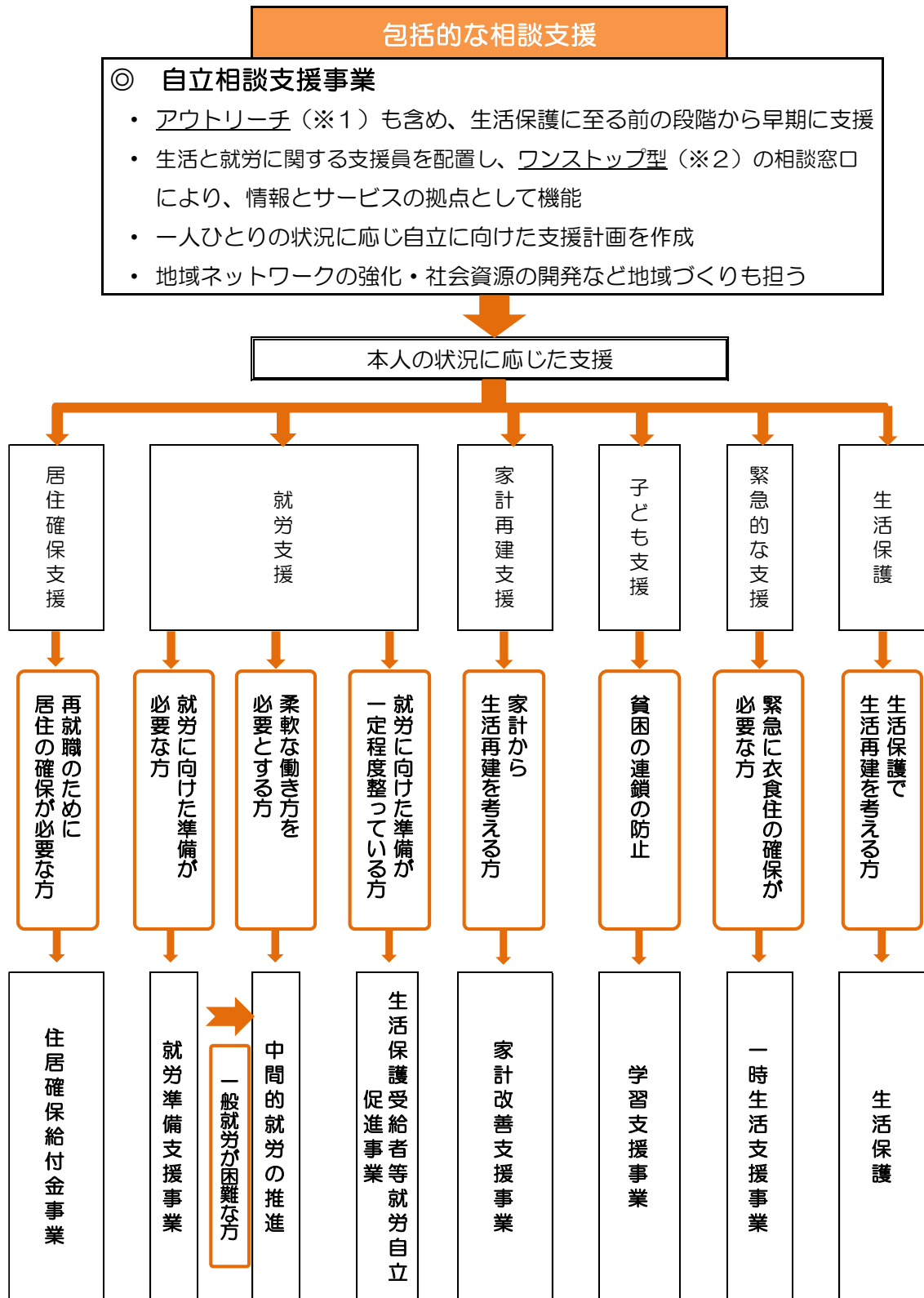
地域（互助・共助）に期待すること



- 小地域ネットワーク会議等で災害時に支援が必要な人を皆で把握し、支える仕組みをつくりましょう。日頃から地域の受援力を高めることで、地域の防災力も向上します。

第3章 取り組み

生活困窮者自立支援制度の全体像



（※１）アウトリーチ：困難を抱えながらも相談に行かない、行けない、支援の必要性を自覚していない人に対し、積極的に働きかけて、支援の実現を目指すこと。

（※２）ワンストップ型：一度の手続きで、必要なことすべてを完了できるように設定されたサービス。